

第7期第2回横浜市子ども・子育て会議（総会） 会議録

| | |
|--|--|
| 日 時 | 令和6年12月17日（火）午後6時30分から午後8時23分まで |
| 開催場所 | 横浜市庁舎18階みなと1・2・3会議室（ハイブリッド会議） |
| 出席者 | 大日向雅美委員長、明石要一副委員長、石井章仁委員、上岡朋子委員、大庭良治委員、金井宏之委員、倉根美帆委員、上澤智子委員、柴田康光委員、清水純也委員、田中 健委員、津富宏委員、丹羽由貴委員、萩原建次郎委員、辺見伸一委員、堀 聡子委員、三浦尚美委員、水谷隆史委員 |
| 欠席者 | 青山鉄兵委員、松井陽子委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者1人） |
| 議 題 | <p>1 部会からの報告</p> <p>2 審議事項</p> <p>（1）子ども・子育て支援法改正による新規3事業の「量の見込み」「確保方策」について</p> <p>（2）こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）素案に関するパブリックコメントの実施結果及び原案（案）について</p> <p>3 その他</p> |
| 決定事項等 | |
| <p>1 部会から報告</p> <p>資料に基づき報告</p> <p>2 審議事項</p> <p>（1）子ども・子育て支援法改正による新規3事業の「量の見込み」「確保方策」について</p> <p>事務局から資料に基づき報告</p> <p>○金井委員 2件質問です。1つが資料4と5に関するところで、妊婦等包括相談支援事業と産後ケア事業についてです。「量の見込み」の算出については、国が示しているとおりで納得しましたが、では、これをどう確保するのかというところが気になりまして、誰が、どの機関がどのようにやっていくのか、そこの検討がどのように進むかを教えていただきたいというのが1点目です。</p> <p>2点目は、3のこども誰でも通園制度についてです。保育所などに預けるとするのはすごくよくイメージが湧きますが、地域子育て支援拠点に預けるとなったときに、あまりイメージが湧かず、試行実験をやられたということなので、子育て支援拠点でどのようなニーズがあったか、具体的に確保するときに、地域子育て支援拠点が果たす役割がどうなっていくのかなどが分かるとありがたいと思いました。</p> <p>○事務局 妊婦等包括相談支援事業につきましては、これは妊娠期からの切れ目ない支援を行うということで、まず妊娠届出時に、区のこども家庭支援センターで母子保健コーディネーターが面接を行っています。こちらにつきましては基本全数面接で、妊娠期の入り口の部分でしっかりと支援を行うということで、進めているところでございます。また妊娠後期につきましても、継続的に支援が必要な方、それ以外の方につきましても、アンケートによって状況を確認し、必要な方に関しては継続支援を行う、また電話等で確認を行っております。出産後につきましても、こんにちは赤ちゃん訪問、それ以外でも面談等を行いながらしっかりと対応を行っている状況です。それぞれの時期における専門職による支援を的確に行っていくことで、「量の見込み」をしっかりと確保していく体制を整えていきたいと考えております。</p> | |

○事務局 誰でも通園制度における地域子育て支援拠点ですが、今回、令和6年度は試行的事業を14施設で行っていますが、そのうちの1か所の地域子育て支援拠点でこの事業を試行的に実施しています。実施している拠点は、これまで一時預かりを行っていたところが今回この試行的事業にも参画いただいています。誰でも通園の利用者のニーズへの対応という意味でいきますと、まさに拠点を使っている、保育所や幼稚園を使っていないお子さんが、普段から拠点を使っている中で、月10時間という範囲の中ではありますが、誰でも通園制度を使って子どもを通わせているという点では、拠点を使っているお子さんは、まさに誰でも通園制度の対象者と合致するということで、通常の施設の利用者とニーズ的には合っていると認識しています。

今後、確保する意味では、認可保育所や幼稚園、小規模保育事業、認定こども園だけではなく、地域子育て支援拠点も誰でも通園制度の受皿としては考えていますが、現在、各区1か所ずつ拠点がありますが、預かりをやっている拠点の数が、今回の試行的事業の1か所のほかもう1か所しかございませんので、誰でも通園制度から開始していただくのか、その前にそれぞれ拠点の事業としてそういったところを開始していただくのかは、拠点の事業者との調整が必要と考えています。

○金井委員 まさにおっしゃるとおり一時預かり事業の拡充が必要だなと思っていたので、その点の検討をしていただけそうだったのでよかったです。

○丹羽委員 2点あります。1点目は、先ほどありましたこども誰でも通園制度の話で、現在、乳幼児一時預かり事業を私自身も利用させていただいて、この事業は、保育園に通園している、していない、仕事理由、リフレッシュなど、理由を問わずに同じように実施施設で預かってもらえる制度で、月に120時間までお預かりしてもらえます。横浜市の事業だと認識していますが、これとはまた別枠でさらに10時間を確保するような計算式に見えますが、もともとやっている乳幼児一時預かり事業との計算方法の違いがもし分かりましたら教えていただきたいです。

○事務局 乳幼児一時預かり事業について、月120時間まで使えるということで、横浜市はこれまで一時預かりを充実させるという意味で、認可外保育施設を活用して充実してきています。今回の誰でも通園制度の「量の見込み」の算出に当たっては、先ほどの表の中で、大体各年度2.2万人ぐらいのお子さんがいると説明しており、そこから算出をしています。この約2.2万人という数字自体は、対象年齢となる0歳6か月から満3歳未満の保育所や幼稚園に通っていないお子さんのそのままの数字でございます。ですので、対象となるお子さんたち全員が月10時間利用した場合にというところから計算式を算出しておりますので、今ご質問のあったような乳幼児一時預かり事業での利用を想定される方をそこから引くとか、100%の人たちが実際には利用は例えば6割ぐらいではないかといったような係数的なものは今掛けていないところになっています。あくまでも、対象者数が今現在横浜市の中で母数として約2.2万人の方が月10時間を皆さんが使うための「量の見込み」としてはどのくらいかという数字ということで算出をさせていただいているところでございます。

○丹羽委員 乳幼児一時預かり事業が、ほとんど予約が取れないような状況も続いていますので、どうやって対策をしていくのかというので、先ほどあった地域子育て支援拠点を利用するというのはすごくいい案かなと思いました。保育所はいっぱいだったり、時期によって受け入れられたり、受け入れられなかったりというのがあるのかなと思いました。

2点目が産後ケア事業なんですけれども、これも私は利用させていただきました。デイケア、ショートステイ、訪問型、それぞれ2.8%、4%、7%ということですが、利用率自体は横浜市としては十分だとお考えなんですか。ほかの自治体と比較して、この率というのが適切なのかが分かりかねました。質問の背景としては、産後ケア事業を利用するのにすごくハードルが高く、なかなか

使いやすい制度ではなかったもので、そこを伺いたいです。

○事務局 産後ケア事業に関しましては、国のほうで今後、ユニバーサルな事業を目指すと言われてるところです。この事業を使いたい方が全て皆さん使えるようにということを目指していきたいとは思っている一方で、横浜という人口規模で、それだけのサービス提供量を確保するというのがなかなか難しいところもあると思っています。そして、そういう意味では、サービスを提供してくれる事業者を増やしていくということは今も取り組んでおり、病院、助産所などに個別にご訪問しながらサービス提供事業所になっていただくようなアプローチも行っているところです。

一方で、多くの方に利用してもらうために、急激に事業所を増やすことでサービスの質が低下するということと、安全にケア提供を行うことができなくなってしまいますと、この事業を行うことの趣旨である、安全に安心してケアを受けていただくということ外れてしまうと思っています。なので、この数を増やしていくと同時に、安全に、しっかりと安心してケアを受けていただけるような環境を整えていくということも併せながら考えていかないといけないと思っています。そういう意味では、サービスの需要量も確認もしながら、しっかりと安全に提供することも考えながら確保を進めていきたいと思っています。

○丹羽委員 ほかの自治体との比較とかではなく、横浜市の事情として、事業所の数ですとか、安心して受けられる数での算出というところで理解しました。

○上岡委員 妊婦等包括相談支援事業というのがありますが、具体的にはこれはどういった相談ができるかというのを、もう少し詳しく伺うことはできますか。

○事務局 妊娠期から出産、子育てのスタートの時期に、妊娠、子育て、で心配に思っていることに関して、それぞれの方のご不安に対しての相談・支援を行う、ということが事業の内容です。各時期においてご不安に感じていることは様々だと思いますので、それぞれの方に寄り添い、伴走しながら、しっかりと相談・支援を行っております。

○上岡委員 かなり幅広い相談を受けられているという認識で合っているのでしょうか。例えば健康面、子育ての仕方、あとは地域の中での場所のことを聞いたりとかというのもあると思いますし、あとは給付や経済的な不安、それこそ言い始めてしまうとかかなり広範囲な相談事というのが来るのかなと思いますが、そういったことをもろもろカバーしているという認識で大丈夫でしょうか。

○事務局 一番初めの妊娠届出時、妊娠後期の面談は主に母子保健コーディネーターが行っていますので、妊娠中の身体や健康のこと、家族関係のこと、また、経済的な部分は、母子保健コーディネーターという専門性からお答えできる範囲は限られていますが、ご相談にお答えできる範囲でお答えをしつつ、また必要なところにつなげるといった支援を行っております。ただ、出産後に関しましては、今度はこんにちは赤ちゃん訪問員という地域の方が訪問に行き、そこで面談をするとなっておりますので若干性質が異なります。基本的には、地域の子育て情報、不安があったときの相談先といった情報提供を行っています。時期によって相談・支援内容等が若干異なっております。

○上岡委員 相談したいことというのはすごくたくさんあると思いますが、それをいつの時期に一体どこの場所で誰に聞けばいいかというのが分からなくて、それで本当に必要な人に支援が行き届かなかったり、制度があっても利用されないままお困りの状況にあたりする人たちがたくさんいると思うんですね。そのときにこうしたコンシェルジュ的な機能というのはとても大事で、まずここで相談できるというのを段階別に周知していく必要はあるのかなと思いました。

(2) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市
こども計画）素案に関するパブリックコメントの実施結果及び原案（案）について

事務局から資料に基づき報告

○金井委員 意見と質問があります。まず意見ですが、資料7-1の31番、保育・教育施設へのアンケートでのこどもの思いを酌んでというところのパーセンテージですが、率直に見て70%は低いなと思って、100%を目指してもいいのではないかなと思ったというのが意見です。

あと、同じ資料7-1の20のパマトコについてですが、ぜひ、アンケートとかを頑張っているのであれば周知をお願いしますというのが意見です。

質問に移ります。3つあります。パブコメについて、資料6-1の2ページ目、年代別意見で10代未満が14というのが、数が多いか少ないかの判断は置いておいて、意見があったのはとてもすばらしいなと思っていて、どういう形で答えてくれたのかというのが気になった点です。電子申請システムとかだと、10代未満の子が使うのには結構ハードルが高いのではないかという気がしたので、10代未満の子の意見を吸い上げやすい仕組みがあるといいなと思ったので、どんな流入経路で答えてくれたかを聞きたいというのが1つです。

2つ目ですが、同じ資料6-1の4のご意見への対応状況についてなんですけれども、先ほど素案の修正をしたものの説明がありましたけれども、率直にこれも、素案を修正した数が少ないなという気がしてしまって、パブコメをもらった後の検討プロセスや、修正をする、しないの判断基準がどこにあるのかというのを知りたいというのが2つ目の質問です。

最後の質問が、また資料7-1に戻りますが、No51の社会的養育推進計画との兼ね合いもあって数を変更したというお話でしたが、ファミリーホームの設置数が当初の予定、目標値の10から9に減ってしまった理由、社会的養育推進計画との足並みのそろえ方みたいことが少し気になって、どっちかが先行してできてしまうとその数値に引っ張られるみたいなところもあったので、公表のタイミングも含めて教えてもらえればと思いました。

○事務局 まず、1つ目のご意見としていただきました31番の基本施策3のアウトカムと指標の部分で、70%は低いのではないかというご意見に対して、こちらのほうで70%を設定した考え方についてご説明をさせていただきたいと思います。このたび初めて、保育・教育宣言といいまして、私たちのほうで、全ての保育・教育施設の職員さんで共有したい保育の方向性を定めた宣言というものがあるのですが、そこで掲げた保育を各園でどのように実践をいただいているかというアンケートを実施しました。そのアンケートで確認できた現状値は46%という数値になっております。指標の設定の考え方ですが、回答は、各園で保育の実践状況を振り返り、ご自身たちの保育がどのような形で実践できているかという振り返りを回答していただきましたが、回答の目安として、おおむねのクラスで実践できている、まあ当てはまるは、半数程度のクラスが実践しているという形で、ある程度回答の目安を設定させていただきました。

その中で、まあ当てはまると回答していただいた施設も含めると、ほぼ全ての施設が実践に取り組んでいただいているという状況が把握できました。その状況も踏まえて、やはり全ての職員さんに実践していただいている状況を目指したいということもございまして、当てはまるとご回答いただいた施設を今回指標として設定をさせていただき、まずは46%の現状値を踏まえまして、目標値70%と据えさせていただきました。今後、毎年の点検評価もさせていただきますし、今回のアンケートは試行実施ということで、実施期間も短かったこともございますので、計画の期間中の状況によっては、中間見直しすることも検討させていただきたいと思います。

また、70%の数値につきましては、アンケートの実施結果から、私どものほうで実施をしている研修等を充実させていけばこのぐらいは目指したいというところの数値を設定させていただいたものになります。

○事務局 まず、パマトコの周知については引き続き努めてまいります。次に、パブリックコメントの実施状況の中で、10代未満の意見というところについてご質問をいただきました。10代未満、通数14件ですが、提出いただいた方法につきましては、今回は全て電子申請・届出システムからのご意見でした。今回は、パブリックコメントの6-1の資料の1枚目でご説明をしましたように、学校を通じて子どもへの周知ということで、小学校4年生以上の全児童生徒にも、概要版のチラシでQRコードがついたものをお配りして持ち帰ってもらい、興味があればやっていただくというようなことをやりましたので、電子申請からやっていただく人が多かったと考えております。

次に、意見の反映についてですが、いただいた意見につきまして、内容を確認して、それぞれの事業を所管している、関連をするところで拝見しました。我々で気づけていなかった視点や、分かりにくいという表現のところをご指摘いただいたものについて、できるだけ分かりやすくなるようにという形で反映をする等、見直しをしてきたところでございます。一つ一つについて、すごく身近な生活課題からご意見をいただくようなものもかなり多くございますので、なかなか修正箇所というところには結びついていませんが、パブリックコメントのいただいたご意見につきましては、全てについて、どのようにしていくかというところについては、公表してご説明をさせていただくということを予定しております。

資料7-1でご説明しましたファミリーホームの箇所数については、担当を代わって説明をさせていただきます。

○事務局 まず、ファミリーホームの件数が、目標が10か所から9か所に減っている点ですが、ファミリーホームの主たる養育者になる要件ですが、この要件がかなり厳しいというところで、経験豊かな里親でないと開設できないというところもありまして、まずそれが1点ございます。それから、今現在ファミリーホームを開設しているホームについても徐々に高齢化も進んでおり、将来的に閉鎖するというケースも想定しております。5年間で1、2か所ぐらい閉鎖する可能性もあることを想定しており、2か所閉じた場合には、さらに3か所新規開設してやっと目標が達成できるという状況です。また、新規開設は、主たる養育者になる要件が厳しいというところで、開設しようと思ってすぐにできるというものではなく、設置の準備に1、2年の期間を要するということもあり、なかなか難しく、精査して9件ということで、当初からは減っている状況になります。

あわせて、今回の社会的養育推進計画との整合性という意味では、社会的養育推進計画は令和2年から11年までの10か年の計画ですが、令和7年から11年までの後期の5年間の見直しを現在行っている最中です。ちょうどわくわくプランの見直しと改定と同じ時期になっておりますが、そちらも併せて行えるようにということで、同時並行の作業となっておりますが、目標値は合わせていきたいと思っております。

○丹羽委員 意見が1つと質問が1つあります。

意見として、37番のプレイパークについて、実際行って見て、ただの外遊びの場所ではないんだとすごく感じました。今は禁止、禁止で、どんどん公園の遊具が撤去されている時代だと思えます。私の近くの公園でも、シーソーがうるさいから撤去とか、ジャングルジムが危ないから撤去という方針になっていますが、ここは禁止事項が本当になくて、そこでしかできない経験がたくさんできる場所だと思います。また、プレイリーダーがいますので、子どもたちにとっても信頼でき

る第三の居場所、信頼できる大人がいるというのはすごく大きいと思っていますので、プレイパーク支援事業の記述をたくさん書いてもらって、とてもいいなと思いました。

質問ですが、14番の地域子育て相談機関の文言を追加していただいています。これは地域子育て支援センターの相談員のことですか。それとも、地域にそういう相談できる機関をもっと増やしますよということなのか、どちらかが分からなかったので教えてください。

○事務局 地域子育て相談機関につきましては、これは国のほうが打ち出している事業として、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあって、子育て世帯と継続的につながるための工夫を行う相談機関と位置づけております。こども家庭センターというものを今国のほうが設置を言っていて、横浜市のうちでも順次、各区役所の中に設置を進めています。こども家庭センターのハブみたいな形で、地域子育て相談機関を整備していくとしております。今委員がおっしゃったのは、地域子育て支援拠点のことかとも思いますが、地域子育て支援拠点は既にいろんな相談を受けていますが、地域子育て相談機関は国の事業になりますが、これもいろいろ条件がございます。例えば、原則として1日に3時間以上、かつ1週間に3日以上開設することが望ましいですとか、一定の独立したスペース、相談室を設けることが望ましい、登録情報とか相談記録について、保護者の同意を得た上で各地域子育て相談機関で管理するとともに、併せて登録情報とか、相談機関の管理を各地域子育て相談機関と市町村が随時共有するというので、行政との情報の共有というの也被求められているところでございます。

そういった形で地域子育て相談機関を設置することになっていますので、横浜市では、今は目標値として28というのを掲げさせていただいていますが、これは各区にある地域子育て支援拠点と地域子育て支援拠点のサテライトで合わせて28か所ということで、ただ、国のほうでは、先ほど申し上げたとおり物理的に近いところをもっとと言っていますので、いろんな条件を考えながら、地域子育て拠点以外にもどう設置できるかというのをこれから検討はしていきたいと思っています。現在の目標値として今28か所、地域子育て支援拠点と地域子育て拠点のサテライトをまずこの相談機関として位置づけてまいりたいと考えております。

○丹羽委員 区役所ではなくて、地域子育て支援センターの相談機関ということ理解でよいですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。私も区役所にいましたが、やはり子育て中には、区役所や行政機関に直接相談しにくいということはあるかと思えます。そういった方が地域の身近にある地域子育て支援拠点や、行政とは全く別なところに相談するニーズというのも当然あると思えますので、そういった間口を広げていきたいと考えております。ただ、先ほど申し上げたとおり、国のほうではそういった情報を行政と共有するとなっていますので、その辺は注意しながら進めてまいりたいと考えております。

○丹羽委員 書き方としては、地域子育て相談機関というのがここで決まった言葉のものなんですかね。少し分かりにくかったんですが、地域子育て支援センターの相談機関と書いては駄目なのかなと今思いました。

○事務局 国のほうで、地域子育て相談機関を計画に位置づけるとなっていますので、分かりにくいですが、この記載となっています。

○丹羽委員 おっしゃっていただいたとおり、区役所とかだと相談しにくいというのはすごくあると思うので、いい取組だなと思いました。

○水谷委員 資料6-1のパブリックコメントについてです。意見を1489件いただいたということで、すごくいただいたのかなと思います。電子申請の届出システムがほとんどになっておりまして、対象が若

い世代の方になりますので、こういった提出の仕方が浸透しているのかなとも感じたのですが、まず1つ目が、横浜市のほうで様々な企画をされると思いますが、パブリックコメントのボリューム、コメントとしては、この量は問題ない量なのか、結構いただいたものなのかというのが1つと、周知方法がホームページやいろいろな周知手法がアからオまでありますが、こちらのアンケートの回答について、こういった手段で皆さんが回答してくださったかということがこのアンケートで分かるのかどうか。今後もまた市民の方たちと意見交換をしていくという中で、こういったものが効果的なのかというのが、今回のこのパブコメを求めるにあたり調査できたのかどうかについてコメントいただければと思います。

○事務局 パブリックコメントの1489件という数になりますが、5年前と比較しますとほぼ同じ数になります。5年前は1400件でした。ただ、他の様々な計画と比較をしますと、相当多いご意見をいただいたと認識しています。最近本市で策定しているものと、意見数、何百件というものがほとんどになります。1000件を超えるものはほとんどありませんので、関心が高く、ご意見をいただけたと考えております。

次に、周知方法についてですが、アからオの5つの方法で周知をいたしました。こパブリックコメントのご意見をいただく際、どの方法で把握したかということを開く設問を設けておりませんでしたので、どの部分が効果的であったかは正確には取れていない状況がございます。

ただ一方で、学校を通じた子どもへの周知につきましては、子どもたちにQRコードがついたチラシを4年生以上全員に配らせていただいたところを受け、子どもたちからの提出方法というところで見ますと、こちらでは正確な数字は出ませんが、10代未満と10代につきましては、基本的には電子申請での届出だったかと思っておりますので、学校で配られたチラシを見て、興味を持って答えてくれたのと考えております。5年後や、今後のアンケート等を実施する際には、入手経路、効果的な周知手段というところも把握できるように検討したいと思います。

○水谷委員 電子申請システム自身がパブリックコメントの提出をする際に有効だということが分かってよかったなと思うことと、各手段につきまして、例えばQRコードを全部別でアンケートを取るような形にすれば、回答者の方に特に何で答えましたかと答えなくても分かるような形になりますので、またご検討いただければと思います。

○萩原委員 1点はパブコメに関しての感想、意見と、もう1点は、私のほうで出させていただいたパブコメについて修正をしていただいたところについての意見です。

まず、全体のパブコメを見させていただいたときに、10代までの子どもたちの丸のついたところを見てみると、放課後の遊び場が少ないという指摘が非常に多く出てきているということと、登下校のときの安全ですね。自転車で車道を走ると本当に危ない、怖いというような、子どもの視点でないとなかなか気づかないような重要な指摘がたくさん集まっています、これは次の子ども・子育て計画をつくる際の重要資料になっていくと思います。今回そのために大規模アンケートも取っていますけれど、これも一種意識調査みたいなもので、非常に子どもたちの切実な声が詰まっています。逆に自分たちから自発的に書いているということは、それだけ切実性が高いと思うので、この部分だけ抜粋し、記録として取っておいたほうがいいのか。次期の計画の見直しの際にまたその資料を共有していく、活用していく、また、アンケートを作成するときの項目立てに役立てていくというふうにも活用してみたらどうだろうかという1つの提案、意見です。

もう1点は、資料7-1の4番ですが、ここでは横浜市の不登校児童生徒、暴力行為の発生件数が実数として示されているわけですが、数値を示すだけでは、それがどのような意味を持つのか

不明瞭だったので、どういう意味があるのかをちゃんと指摘したほうがいいのではないかと私からも提案させていただき、ここを修正いただいておりますが、この下線部、変更後のところを拝見しますと、「不登校児童生徒数は9,775人、暴力行為の発生件数は6,164件となっており、近年増加傾向となっています。また、暴力行為は低年齢化が指摘されています」となっています。これは実は、文科省の毎年の調査報告書を見ますと、小学生の暴力発生率や発生件数が、中学、高校を抜いて明らかにトップです。それは令和2年の調査で逆転してしまったというか、中高生を抜いてしまったというのはデータで客観的に確認できることなので、これは指摘されていますではなく、「暴力行為は低年齢化の傾向となっています」とはっきり言い切ったほうがよろしいのではないかとことです。

ほかでも多少気になる点がありますが、指摘されていますという表現が、やはり主観的な記述、表現に受け取られがちなので、あくまで多くの意見がそのような集まったということであれば指摘されていますでもいいのですが、客観的なデータに基づいた記述に関しては言い切るということが重要なと思いました。

○田中委員 資料7-1の55番ですが、パブコメ意見で「地域の安全対策に力をいれてほしい」と書いてありますが、このことに対しての変更の原案のところが、主に放課後デイサービスのところと児童福祉施設等のことだけに限定しているのは、これは論理が飛躍し過ぎているのではないかとというのがまず印象で、このパブコメを求めたときは、闇アルバイトとかがすごく報道されていたときだと思えますので、そもそも青年期の孤立の問題とかも含めて取り上げて、変更の原案に入れるぐらいがあってもいいのではないかとというのがまず感想です。

あともう一つは、変更の原案に対しての児童福祉施設等にカメラやパーティションの設置や、人権の理解をする職員を育成すると書いてありますが、私は施設の人間なので現場サイドから言わせていただきますと、実際私の施設でもパーティションを設置させてもらったりしていますが、カメラのところだけは、きちんと考え方があったほうが良いという意見があります。放課後デイサービスもそうだと思いますが、児童福祉施設というのは、基本的に家にいられない子どもたちが職員と一緒に生活する場ですので、特に愛着を育てていく生活の場にカメラが入るということをどう考えるかという、私自身は反対の意見です。施設もいろいろありますので、施設によってはカメラを入れるところもあると思いますが、行政がカメラを推進するかのように書いてあることが違和感を覚えます。社会的養育推進計画というところで、基本的に家庭的なこどもの育ちを保障するという観点からなされているときに、そこにカメラが入っていくということの違和感をどのように行政の方が認識しているのかというところがありますので、意見として言わせていただきました。

○事務局 性被害防止の取組というところで、児童養護施設と放課後等デイサービスというところで挙げていただきました。説明を飛ばしてしまったのかもしれませんが、保育・教育や放課後の居場所などについても、同じようにこちらの取組については昨年度から開始をしているもの等がございますので、追記をさせていただく予定です。一方で、今回のご意見から取り入れた部分は性被害だけとなっていることについて、ほかにも子ども・若者を取り巻く様々な課題があるというところでご指摘をいただきました。計画の第2章のところでは、今日いらっしゃっている萩原委員からもご指摘をいただいて、先ほどの暴力、いじめ、不登校のことなど、第2期計画と比べると手厚くしたというところはありましたが、もう一度今の子どもたちの状況を考えて、追記できることがないか等については考えてみたいと思います。

○上澤委員 資料6-1の先ほどもお話があった周知方法について、オで学校を通じた子どもへの周知という

ことで、横浜市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と書かれておりますが、障害のある子どもが通う特別支援学校は、横浜市内にも多くの神奈川県立の学校がございます。私自身、知的障害を伴う自閉症の娘がおりますが、横浜国大附属の特別支援学校に通っております。国立大学附属ということだと思っておりますが、配布はありませんでした。特に自閉症、知的障害の部門があるというところになると、横浜市立の特別支援学校はほとんどなく、神奈川県立のほうが多いと思っております。

私どもの会には横浜市の皆さんがご説明に来ていただけたので、私の手元には来ましたが、障害のある子どもを育てながら任意の親の会に入って活動していこうという親はやはり少なく、情報をもらおうと意欲のある親が私どもの会も多いのですが、そうではなく、本当に子育てに悩んで、そういった意欲も持てなくなってしまったような親の手元にも、ぜひこの資料が渡っていたらなというのほすごく考えるところです。特別支援学校については、ぜひ、次回このような機会がありましたら、周知方法についてもう少しご検討いただけたらと思っております。

○事務局 今回初めて学校を通じた周知というところをやって、今回はここに記載させていただいた範囲であったということで、県立ですとか、国立の学校に通うお子さんのご家庭というところには十分届かなかったというご指摘であったかと思っております。今後に向けてどういうやり方ができるかということで工夫をしまいたいと思っております。この計画を策定した際、出来上がった段階での周知が次に来るかと思っておりますので、そのタイミングで、今度はどのようなことができるか、しっかりお届けできるような工夫をしまいたいと思っております。

○三浦委員 1つ目が資料7-1の14です。先ほど丹羽委員からご質問がありました地域子育て相談機関について、私も何だろうと思っていましたが、先ほどのご説明で、地域子育て支援拠点のほうをそういう機関でも今後使っていくかもしれないとお話もありましたが、乳幼児期の子もだけなのかという感じがしましたが、そうではなく、多分学齢期や中学生とかのこどもたちも含まれてくるのかなと思っております。地域子育て支援拠点というやはり乳幼児期というようなイメージもあり、変更後のところに書いてあるとおり、「利用者にとって、敷居が低く、物理的にも近距離に」という点でいうと、拠点も近いところばかりではないので、既存の場所だけではなく、既存の機関がないところにも新たにそういうものができるとういと思っております。以前からずっと思っていますが、課題のある家族にとっては相談だけではなく支援も、そこに行けばとにかく何でも聞いてもらえて支援を受けられるというような、こども版の地域包括支援センターのようなものができるとういと思っております。なので、例えばケアプラとかもそういうものに利用してはどうなのかと個人的には思っておりますので、意見です。

もう一つ、これは先ほどパマトコでアンケートを取りましたというところがあったかと思っておりますが、アンケートの回答件数が気になっており、パマトコの周知もされてはいると思っておりますが、パマトコの利用数や、今回のアンケートの回答件数を教えていただきたいと思っております。

○事務局 今利用していただいている方、登録していただいている方が、直近で約5万8000人余り登録いただいております。周知と登録の勧奨につきましては、妊娠届をご提出いただいているときに、パマトコのアプリのご案内、QRコードがついたチラシをお配りして登録の勧奨をしているという状況でございます。

○事務局 今回のアンケートは、回収数は3,679件です。先ほどご説明した、登録者は約5万8000人程度と申しあげましたので、回収率としては約5%ということになります。

○大日向委員長 津富委員は前回ご欠席で、ご挨拶もまだいただけていなかったもので、お願いできますでしょうか。

○津富委員 立教大学の津富と申します。横浜市の施策に協力させていただける立場をいただけて感謝しております。

パブコメ自体を踏まえてですが、子育てのほうに関しては、いろいろ就労支援や、ひとり親支援もありますが、若者に関して働きやすい、働くということで選ばれていくような横浜をつくっていくというような雇用対策、雇用政策があってもよいのかなと思います。現状、働くことでいくと、うまくつながっていかない若者を応援するという形の施策まで書き込まれていますが、むしろもう少し大きく、若い方々は仕事で住む場所を選ばれると思いますので、横浜は働きやすいというふうには、若者に選ばれるような、具体的にどうかというと難しいかもしれませんが、企業などと一緒に若者に、横浜で仕事を探すと自分が好きな仕事に就けるとか、働きやすい働き方ができるとか、そういったものもどこかに含んでいただけるといいなと思います。基本施策6の13のところをもう少し強めるといいのかなと。入れるのであれば、そのあたりかと思います。ほかのところは大体ひとり親家庭や子育て家庭、親御さんの話になっていますので。

3 その他

事務局より、次回総会日程連絡

日時 : 令和7年3月中旬～下旬

内容 (案) : 次期計画策定報告

閉会

| | |
|------|--|
| 資料 | <p>資料1 第7期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿</p> <p>資料2 第7期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿</p> <p>資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱</p> <p>資料4 部会報告 保育・教育部会</p> <p>資料5 子ども・子育て支援法改正による新規3事業の「量の見込み」「確保方策」について</p> <p>資料6-1 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画) 素案に関するパブリックコメントの実施結果について</p> <p>資料6-2 【通常版パブリックコメント】頂いたご意見と対応状況</p> <p>資料6-3 【やさしい版パブリックコメント】頂いたご意見と対応状況</p> <p>資料7-1 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」原案(案)における素案からの主な変更点一覧</p> <p>資料7-2 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画) 原案(案)</p> |
| 特記事項 | なし |